

第三十号議案

江戸川区小岩アーバンプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区小岩アーバンプラザ条例の一部を改正する条例

江戸川区小岩アーバンプラザ条例（平成二年十月江戸川区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

貸切使用料

(一)

施設	利用時間帯	
	午前九時～正午	午後の部
ホール	平日	一九、七五〇円
	土曜日、日曜日及び休日	二九、六二〇円
第一楽屋		五一円
		五一円
第二楽屋		四一元
		四一元
第三楽屋		四一元
		四一元

(二)

利用時間帯	午前の部	午後の部	夜間の部	全日

午後一時～午後四時三十分

午後五時三十分～午後九時三十分

午前九時～正午

全日

(三)

施設 スカイプール	午前九時～午前十一時三十分	午後〇時三十分～午後三時	午後三時三十分～午後六時	午後六時三十分～午後九時三十分	午前九時～午後九時三十分
	七、四一〇円	八、六四〇円	八、六四〇円	一五、五三〇円	四〇、二二〇円

種別	使用料（一時間単位）
健康スタジオ	一、三円
集会室（第一）	六二〇円
集会室（第二）	六二〇円
講習室	六二〇円
和室	四一〇円
展示ギャラリー	無料

備考

- 一 (三)に規定する施設を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間について、三十分を単位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。
- 二 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に定める日をいう。

三 中間時間（各利用時間帯の間の時間帯をいう。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合において、次の区分による超過使用料を追徴する。

(一)に規定する施設

イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定使用料の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）

ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定使用料の一時間相当額

(二)に規定する施設

イ 午前十一時三十分から午後〇時三十分まで 午前の部の規定使用料の一時間相当額

ロ 午後三時から午後三時三十分まで 午後の部の規定使用料の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）

ハ 午後六時から午後六時三十分まで 午後の部の規定使用料の三十分相当額

四 各利用時間帯は、継続して利用することができる。この場合においては、

- それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。
- 五 利用者が舞台練習のため、舞台のみを利用する場合のホールの使用料は、規定使用料の五割とする。
- 六 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による使用料を増徴する。
- イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき 規定使用料の五割相当額
- ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき 規定使用料の七割五分相当額
- ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき 規定使用料の十割相当額
- 七 前号に該当する者が第三号又は第五号の規定の適用を受ける場合においては、第三号又は第五号中「規定使用料」とあるのは、「規定使用料に、第六号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。
- 八 展示ギャラリーは、文化的活動、福祉的活動及びコミュニティ活動に利用するものとする。
- 九 スカイプールは、管理上支障がないと認められるときは、一時間以上の利用時間については、三十分を単位として単位時間を分割して利用することができ、この場合においては、規定使用料の当該時間相当額（この額

に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）を徴収する。

十 スカイプールは、管理上支障がないと認められるときは、一コース（プールの六分の一をいう。）を単位として利用することができる。この場合には、規定使用料の当該利用コース数相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）を徴収する。

別表第二（第七条関係）

一般公開使用料

施設	利用単位	一般（高校生以上）	小・中学生
スカイプール	一回	二一円	五円
健康ルーム	一回	二一円	

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区小岩アーバンプラザ条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。